

平成十八年十月十一日提出  
質問第七〇号

北方領土問題をめぐるプーチン露大統領の発言に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

## 北方領土問題をめぐるプーチン露大統領の発言に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六五第一八号）には、理由を明示せずにプーチン大統領の発言が省略されている部分、更に以前の外務報道官の発言と齟齬をきたす部分などがあるところ、右を踏まえ再質問する。

一 「前回答弁書」には、北方領土問題に関するプーチン大統領発言について、中略とされた部分が二箇所あり、それ以外にも北方領土問題に言及した部分について答弁書で訳文を記載しなかった部分があると承知するところ、なぜそのような答弁を行ったかについて説明されたい。

二 政府が訳出しなかった部分で、プーチン大統領が袴田茂樹青山学院大学教授に対して、北方領土問題について「われわれはいま、本件についてあなたと議論をはじめめる必要はないと考える。専門家、就中、両国外務省の専門家が行えばよい。」と述べた部分があると承知するところ、確認を求めらる。

三 「前回答弁書」において、政府はプーチン大統領の発言について、「北方領土問題に関する我が国の立場と相容れない要素も含まれているが、プーチン大統領が北方領土問題の解決に意欲を示した発言であると考えている。」と述べているところ、「我が国の立場と相容れない要素」を具体的に明らかにされた

四 外務省公式ホームページによれば、二〇〇六年九月十三日の記者会見において、「ロシアのプーチン大統領が、九日にロシア専門家の人たちを集めて意見交換した際に、北方領土問題に関連して『双方の妥協で解決したい』とかなり意欲的な発言をされているのですが、日本政府としてこれをどう受け止めて、どう対応していく考えなのかお聞かせください。」

との記者からの質問に対して、坂場三男外務報道官は、

「ご指摘のプーチン大統領の発言というのは、通常、ヴァルダイ会議と呼ばれている、有識者、専門家の方々との意見交換の会議の席上でのものと承知しています。

青山学院大学の袴田先生の方からその時の発言を伺うことができているわけですが、ご指摘の、北方領土問題に関するプーチン大統領の発言というものは、私どもも注目しています。昨年十一月の日露首脳会談で、北方領土の問題に関して、日露間に意見の相違はありますが、その溝を乗り越え、これまでの日露間の合意、あるいは諸文書に基づき、両国が共に受け入れられる解決策を見出す努力を行うということでも、領土問題に関する交渉を活性化させるということで認識が一致しています。そういうことを背景と

して、今回のプーチン大統領の発言というものは、今後の領土交渉を加速化させるという両国共通の認識を確認したものだという風に受け止めており、それとして私も評価しているということです。」

と答えている。この関係で、坂場外務報道官が「前回答弁書」で言及された「北方領土問題に関する我が国の立場と相容れない要素も含まれている」との認識を示さず、あたかもプーチン大統領から北方領土交渉について前向きなシグナルがあったが如き発言を何故したのか、外務省の真意を明らかにされたい。

五 プーチン大統領発言について、外務省は袴田茂樹青山学院大学教授から、いつ、どこで、どのような形態で情報を入手したか。

右質問する。